

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 16 日現在

機関番号：32689

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2013

課題番号：23730110

研究課題名(和文) 契約成立段階の法的規律とその司法的性格に関する研究 契約形成論の深化のために

研究課題名(英文) Research on the judicial character of legal mechanisms in the pre-contractual phase

研究代表者

山城 一真 (YAMASHIRO, Kazuma)

早稲田大学・法学大学院・准教授

研究者番号：00453986

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円、(間接経費) 900,000円

研究成果の概要(和文)： 契約は、両当事者の行為に基づいて設定される規範であるが、ある行為が「契約」であると認定されるためには、裁判官等の第三者による判断作用が介在しなければならない。こうした理解を踏まえて、本研究は、契約締結過程の法的規律に着目し、かつ、フランス法との比較に基づいて、契約の存否・内容が裁判官の積極的な関与のもとに確定される諸局面を考察した。これによって得られた知見に照らして、本研究は、わが国において「意思表示の解釈」として論じられてきた法的規律に対して、契約締結過程の手続的適正性を保障するための法理としての位置づけを与えるという理解の成立可能性を検証した。

研究成果の概要(英文)： The formation of the contract often requires the intervention of a third party, who is the judge, in order to find and declare if there is an agreement. The purpose of our research was to elucidate such judicial character that theories of contract law arise. Based on the approach of Franco-Japanese comparative law, we conducted the bibliographic survey and made some academic exchanges. The knowledge acquired from this research allows us to make an analysis on the mechanism of the interpretation and construction of contract in Japanese law: it could be considered as one of the contractual theories that serve to re-establish procedural fairness between partners in the pre-contractual phase, which would be realized by the intervention of judges. Some of the results of the research has already been published in France and Japan, and the main part will be published in our monograph.

研究分野： 民法

科研費の分科・細目： 民法

キーワード： 契約法 フランス法 意思表示論 契約の成立 契約の解釈

1. 研究開始当初の背景

契約の存否・内容の確定を論じる際には様々なアプローチが可能であるが、あり得べき視軸の一つとして、当事者間の法的規律に着目するか、当事者と裁判官(等の判断者)との間の法的規律に着目するかという観点の相違に即した分析方法を指摘することができる。当事者間における自律的な法形成の手段である契約は、基本的には上記第一の方法によって考察されるべきものであろう。しかし、従前の研究においても、後者の方法に基づいて諸種の規律を観察することの必要性が指摘されなかったわけではない。たとえば、法律行為の解釈、契約の成立といった問題を論じる際には、そうした観点からの考察が不可欠であることが繰り返し指摘されていた。

わが国におけるこうした学術的背景を意識したときに注目されるのは、フランス法において、「契約の司法化(judicialisation du contrat)」とも形容すべき学術的議論の動向が主流を形成するものとは決していえないものの存在し、「契約は、裁判官がそれを認めたから存在する」との観察が成り立ち得るかという問題提起がなされてきたことである(A. LAUDE, *Reconnaissance par le juge de l'existence du contrat*, PUAM, 1992)。こうした視点からわが国の議論を評価することは、上記第二の分析方法に基づく契約法理の考察を深化するために重要な意味をもつ。

2. 研究の目的

本研究は、「背景」覧記載の問題関心を基礎として、日仏の研究動向を摂取したうえで、その成果をわが国契約法の解釈論として展開することを目的として進められた。より個別的には、次の二つの目的を設定した。

一つは、契約/非契約の限界づけのための実体法上の理論的契機を探究することであ

る。これによって、他の債権発生原因との関係において契約の特質を把握することが可能となる。

いま一つは、将来的な研究プログラムとして、法適用の過程をも視野に入れた契約法理契約訴訟(contentieux contractuel)論とも形容すべき理論的・実践的問題の分析に着手するための機縁を獲得することである。

3. 研究の方法

上記目的を達成するために、フランス法を対象とした文献調査を遂行するとともに、フランスにおける法学者・実務家との意見交換の機会を求めた。それぞれの概要は、以下のとおりである。

(1) 文献調査の遂行

文献調査の対象としては、総論的な課題と各論的な課題を設定した。すなわち、一方で、総論的な課題としては、いわゆる法認識論(épistémologie juridique)の成果を摂取することを目指して、関連の諸文献を渉猟した。他方で、各論的な課題としては、MALAURIE, AYNÈS et STOFFEL-MUNCK, *Les obligations*, 6^e éd., 2013, pp. 211 et s.の分析に示唆を得て、(a)ある合意が契約としての法的効力を有し得るか否かの決定に関わる問題(いわゆる「紳士協定」「徳義上の約束(engagement d'honneur)」の問題)と、(b)契約締結過程において取り交わされる諸種の書面(広告、付属書類等)が「契約」としての効力を有し得るか否かの決定に関わる問題に焦点を当てることとした。

(2) 国際的な意見交換

上記各課題につき、国外研究者との意見交換を行うことにより、比較法研究を深化させることを試みた。比較法研究に際しては、次の二点を重視した。すなわち、一つは、フランス法に関する研究代表者の理解を表明し、その当否について意見交換を行うこと。いま

一つは、言語化されにくい学術的背景や、法的判断の過程を把握する際の方法論的視点についての理解を得ること、である。これらを遂行するために、(a)年1回の頻度で渡仏し、現地研究者との面会・意見交換を行い、研究報告および仏語論文執筆の機会を得るとともに、(b)日本において開催される学術報告等の通訳を担当する機会を積極的に求め、これによって当該分野の知見を獲得し、意見交換を行った。

4. 研究成果

(1) 文献調査の遂行

上記3(1)(a)の課題については、合意の法的拘束力の存否の認定をめぐる論じられてきた問題を考察した。こうした問題関心は、今日、レター・オブ・インテントをはじめとする契約交渉過程の中間的合意のような実務的問題のなかに現れているが、この点に関する理論的分析の淵源は、20世紀初頭における自然債務論の転換に求められるのではないかと知見を得た。しかし、それら各説が提唱された背景や今日の議論との結びつき等、研究の細部については、期間内に十分な確証を得るには至らなかったため、なお成果公表の準備を進めるには至っていない。

上記3(1)(b)の課題については、わが国において「意思表示の解釈」として論じられてきた諸問題に着目し、大略次のような知見を得た。

意思表示は、契約の構成要素であるが、契約締結過程の行為によって成り立つものであり、かつ、各当事者の行為である点で、契約そのものとは異なる規律の論理を有する。すなわち、行為に着目する「意思表示」の解釈は、「契約」のそれにおけるとは異なり、各当事者における契約締結過程の手続的適正性の保障という要請を担い得ることとなる。

意思表示の解釈における「本来的解釈」

と「規範的解釈」とは、契約内容を形成する際の原理・法理上の根拠を異にする。すなわち、本来的解釈の結果は、各々の意思の内容が一致しているために、「両当事者の共通の意図」をなすものとしてそのまま「規範」としての契約へと架橋される。これに対し、規範的解釈においては「両当事者の共通の意図」を問題とすることはできず、表意者の意思表示にいかなる意味を与えるべきかが、契約締結の態様に即して判断される。その意味で、ここには、「契約」の解釈とは不連続なむしろ、合意の瑕疵と連続した問題が含まれている。

意思表示の規範的解釈は、契約内容の確定方法であるとともに、契約締結過程において、不適切な表示を行い、あるいは適切な表示を怠ったことによって相手方の信頼を裏切ったことにつき、契約内容の形成というかたちでサンクションを課する機能をもつ。この意味において、それは、契約締結過程における手続的適正性を保障する諸法理の一環に位置づけられる。こうした理解は、理論上可能であるのみならず、消費者契約をはじめとして、契約締結過程そのものを適正化する要請の高い法領域において、問題解決としての有用性ももち得る。

なお、以上の所見の詳細は、発表論文〔図書〕欄記載の書籍において公表される予定である。

(2) 国際的な意見交換

まず、国外における研究報告として、2012年9月に、パリ第2大学にて研究報告(La confiance légitime dans la phase précontractuelle)を行った。同報告は、上記のテーマについての私見を述べたものであり、これをめぐるフランス側参加者からのコメントおよび質疑応答を通じて、種々の教示を得ることができた。その成果は、日本語およびフランス語において公表された(発表論文覧1、5の文献)。

次に、論文・講演の翻訳として、2011年11月に、フィリップ・ストフェル-マンク教授(パリ第1大学)を招いた2つの講演(「消費法の法典化」「フランス契約法と基本権」)において通訳を行い、それぞれ翻訳として公表した(発表論文覧9、11、12の文献)。後者においては、契約法の基本権化という観点から契約に対する司法的規制の特質を考察する機縁を得ることができたと考えている。また、2013年1月に、ミシェル・キュマン教授(ケベック・ラヴァル大学)を招いた講演(「英米法と大陸法における法のエピステモロジー」)において通訳を行い、翻訳として公表した(発表論文4の文献)。なお、公表の具体的な予定はないものの、関連テーマについて同教授が執筆した論稿をさらに2編翻訳した。以上の作業によって、法認識論に関する若干の知見を得ることができた。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計18件)

1. Kazuma YAMASHIRO, *La confiance légitime dans la phase précontractuelle*, in : Denis MAZEAUD, Mustapha MEKKI *et al.* (dir.), *Les notions fondamentales de droit civil*, Lextenso, 2014, pp. 5-28 (査読無)
2. 山城一真「借地借家法 29 条、借家法 3 条ノ 2」田山輝明ほか編『新基本法コンメンタール借地借家法』(日本評論社)178-181 頁、326 頁、2014、査読無
3. 山城一真「学界回顧(フランス法)」法律時報 85 巻 13 号 306-311 頁、査読無
4. 山城一真「ミシェル・キュマン『英米法および大陸法におけるエピステモロジー』」慶應法学 26 号 199-227 頁、2013、査読無
5. 山城一真「日仏民法セミナー 契約締結過程における『正当な信頼』」法律時報 85 巻 7 号 52-54 頁、2013、査読無
6. 山城一真「取引裁判例の動向」現代民事判例研究会『民事判例』(日本評論社) 21-34 頁、2013、査読無
7. 山城一真「学界回顧(フランス法)」法律時報 84 巻 13 号 298-303 頁、2012、査読無
8. 山城一真「フランソワ・シャバス『フランスにおける交通事故賠償法(1985年7月5日法)と同法改正準備草案との比較検討』」比較法学 46 巻 2 号 99-110 頁、2012、査読無
9. 山城一真「フィリップ・ストフェル=マンク『フランス契約法と基本権』」早稲田法学 86 巻 4 号 301-337 頁、2012、査読無
10. 小柳春一郎、山城一真ほか「第2回日仏物権法セミナー質疑について」法律時報 84 巻 11 号 94-96 頁、2012、査読無
11. 山城一真「講演『消費法の法典化』をめぐる討論の概要」民商法雑誌 146 巻 4・5 号 74-85 頁、2012、査読有
12. 山城一真「フィリップ・ストフェル=マンク『消費法の法典化』」民商法雑誌 146 巻 4・5 号 44-73 頁、2012、査読有
13. 小柳春一郎、山城一真ほか「第2回日仏物権法セミナー質疑について」新世代法政策学研究 17 号 215-231 頁、2012、査読無
14. 山城一真「ユーグ・ペリネ=マルケ『都市計画法による環境への配慮が民法にもたらすインパクト』」新世代法政策学研究 16 号 135-158 頁、2012、査読無
15. 山城一真「準契約(破毀院混合部 2002 年 9 月 6 日判決)」伊藤昌司先生古稀記念『判例にみるフランス民法の軌跡』(法律文化社) 240-246 頁、2012、査読無
16. 山城一真「表見委任(破毀院連合部 1962 年 12 月判決)」伊藤昌司先生古稀記念『判例にみるフランス民法の軌跡』(法律文化社) 233-239 頁、2012、査読無

17. 山城一真「学界回顧(フランス法)」法律時報 83 卷 13 号 293-298 頁、2011、査読無

18. 山城一真「ムスタファ・メキ『債務関係、あるいは債務という観念』(1)(2・完)」慶應法学 20 号 229-278 頁、21 号 117-144 頁、2011、査読無

〔学会発表〕(計1件)

Kazuma YAMASHIRO, *La confiance légitime dans la phase précontractuelle*, colloque organisé par Association Henri Capitant, IRDA (Université Paris XIII), les 5 et 6 septembre 2012.

〔図書〕(計1件)

山城一真『契約締結過程における正当な信頼』(有斐閣、2014年、校正中)

〔産業財産権〕

特記すべき事項はない。

〔その他〕

特記すべき事項はない。

6. 研究組織

(1)研究代表者

山城一真 (YAMASHIRO, Kazuma)

研究者番号 : 00453986